

保 国 得 知

国民健康保険証は届いていますか

平成20年度国民健康保険証を3月末までに郵送でお届けしています。(通常保険証は個人カード型に変わりました。)
国民健康保険証が届いたら、必ず記載内容を確認しましょう。

通常カード保険証(見本)

国民健康保険 被保険者証	交付年月日 平成20年4月1日
記号 益 城 番 号 000000	有効期限 平成21年7月31日
資格 益城 太郎	性別 男
住所 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	
生年月日 昭和00年00月00日	世帯主氏名 益城 次郎
取得年月日 平成00年00月00日	
保険者住所 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	保険者番号 430983
T E L 096-286-3111	保険者名 益 城 町

○住所、被保険者氏名、生年月日に誤りはありませんか。

○社会保険等に参加されているご家族や、益城町から転出された方のお名前が記載されていますか。

○このようなときや、まだ国民健康保険証が届いていないときは、役場保険課国保年金係にご連絡ください。

被保険者証の個人カード化に伴い、遠隔地被保険者証の手続きは不要となりますが、修学や施設入所等で住民票が益城町にない方については、手続きが必要です。
○手続きに必要なもの 印鑑、修学や施設入所等がわかる証明書

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 123

20歳以上の学生
のみなさんへ

国民年金

「学生納付特例制度」をご利用ください

学生納付特例制度は、在学中の国民年金保険料を社会人になってから支払うことができる制度です。収入が少なく、国民年金保険料が納められないときには、役場保険課国保年金係窓口へ申請してください。申請が遅れて、保険料を未納のままにしていると、不慮の事故や病気で重い障害が残っても障害年金が支給されない場合もありますので、早めの申請が必要です。

◆対象となる人

20歳以上の学生で、本人の前年度の所得額が118万円(扶養親族がいれば基準額は変わります)以下の人。

◆対象となる学生とは？

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校および各種学校(修業年限が1年以上ある課程等に在学する学生) 夜間・定時制や通信制の学生も含まれます。

◆申請に必要なもの

- ① 学生証または平成20年4月1日以降に交付された在学証明書(写し可)
- ② 認印(本人が署名する場合は不要)

◆承認されると・・・

申請された年度の4月分から翌年3月分までの保険料の納付が猶予されます。

※学生納付特例の承認期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金を受給するための資格期間には算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されませんので、10年以内に保険料を納めることができる『追納制度』をご利用ください。

(学生納付特例の承認を受けた時から2年度を過ぎて納付する場合は、当時の保険料額に加算額がつきます)

◎平成20年4月から学生納付特例の申請が簡素化されます。

平成19年度に学生納付特例を承認された人のうち平成20年度も引き続き在学予定の方が対象です。社会保険庁から送付される『ハガキ形式の申請書』を提出するだけで申請ができます。役場保険課窓口での更新手続きは必要ありません。

問い合わせ先 熊本東社会保険事務所 ☎ 367-8144
役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123